

発議第 2 号

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：議会事務局】

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）及び斑鳩町行政組織条例の一部を改正する条例（令和 6 年 12 月斑鳩町条例第 34 号）が公布されたこと等に伴い、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）常任委員会の名称変更（第 2 条の改正規定）

奈良県広域水道企業団の設立及び本町の行政組織機構の再編に伴い、建設水道常任委員会の名称を建設常任委員会に改めます。

（2）特別委員に係る表現整理（第 5 条の改正規定）

（3）委員選任に関する規定の整理（第 7 条の改正規定）

（4）公聴会で意見を述べようとする者の申し出のオンライン化（第 22 条、第 26 条の改正規定）

2. 施行期日等

（1）施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

（2）経過措置

① この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の斑鳩町議会委員会条例の規定により建設水道常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、この条例による改正後の斑鳩町議会委員会条例の規定による建設常任委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による常任委員会の委員の残任期間とします。

② この条例施行の際、現に改正前の条例の規定により常任委員会に付託されている事件については、改正後の条例の規定により、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなします。